

<研究ノート>

地域と学校の連携から日本における地域の教育力の向上を読み解く —牛久市放課後対策事業の運営モデルに着目して—

屈璐*

1. 問題の所在と研究目的

21世紀に入り、学校と家庭、地域社会の連携強化は、日本の教育分野及び地方行政の課題となっている。その理由の一つは、現代教育の多様なニーズの増加に伴い、学校教育だけではそうしたニーズに対応することが難しくなってきたことが関係する。学校教育の閉鎖性と孤立的状態の改善が課題となっているのである。阿比留は以下のように指摘している。子どもの生活は、学校のみで構成されているのではない。校門があり、不審者をシャットアウトできる学校は確かに「安全・安心」であるが、その「安全・安心」によって、子どもが地域の中で経験することのできる様々な機会や、出会うことのできる人の多様性が損なわれる¹。たしかに、子どもたちに学校での教育機会を提供するだけでは不十分である。なぜなら、教育は人間を養成する実践活動であり、学校教育であろうと社会教育であろうと、教育のこのような本質はかわらないと思われるからである。ミクロの視点から見ると、教育は教授者、学習者、教育内容と教育方法などの要素で構成されている。また、この諸要素間の相互作用によって教育活動は行われている。マクロの視点からみると、教育は社会の一つのシステムであり、政治、経済、文化などその他のシステムと共に構成されている²。狭義の教育理論では、教育とは学校内に行われているフォーマル教育と同一視されているが、教育形式の多様化に伴い、教師の授業を学生が受動的に受けるという伝統的な学校教育は変わってきている。とくに、子どもの放課後教育をめぐって教育のあり方の転換が顕著になっている。

1970年代、日本教職員組合は、ゆとり教育と学校週5日制の構想を提起した。その後、1980年から施行された小中学校学習指導要領において、「ゆとりと充実、ゆとりと潤い」というキャッチフレーズが掲げられ、教科内容と授業時間数の削減や、教科指導を行わない「ゆとりの時間」の開始など、一連の改革策が打ち出された。1998年の学習指導要領改定で、各学年年間70時間前後の授業時間数が削減された。そして、2002年度から施行された学習指導要領によって、完全週5日制が導入された³。ゆとり教育の展開によって、児童・生徒の学校で過ごす時間が短縮され、児童・生徒により多くの自由な時間を与えることで、彼らに社会経験を積むチャンスを提供し、学習の場を学校外へと広げることが目指していたが、児童保育施設が不十分であり、小・中学生の放課後の時間の延長問題が顕在

*筑波大学人間総合科学研究科教育基礎学専攻特別研究生、
中国華東師範大学教育学部教育学系博士研究生3年

化した。

さらに、家庭の経済状況による子どもの学校外教育への投資の格差は、子どもの教育格差に直結している。放課後の子どもの教育格差の問題は、学校教育の問題としては理解されていなかったが、家庭や地域社会の資源と結びついた学校教育の問題としても理解すべきであろう。今日、子どもの放課後の余暇時間は市場化しており、塾に通う、通わないことは子どもたちが自ら選択しているように思えるが、経済的事情によって左右されていることが多いと言われている⁴。

したがって、放課後対策は保護者、学校、家庭、地域社会における教育格差の問題にかかわっていると考える。教育格差の是正に際して、地域の教育力の向上を提唱することの必要性はさらに顕著となっている。つまり住民が地域の一員として地域活動へ参加することが、求められているのである。それゆえ、学校教育と社会教育の連携は学校関係者と地域住民の相互のニーズであると考えられる。

本稿では、日本における地域と学校の連携に関する法律、政策、制度を整理し、地域の教育力推進の展開過程を概観する。また、茨城県牛久市放課後対策事業を事例として、その運営実践モデルの特徴を分析する。牛久市公立小中学校放課後対策の各段階での効果と課題を検討し、中国の放課後事業モデルへの示唆を得たい。

2. 地域と学校の連携に対する制度や法律法規の保障

2-1. 地域と学校の連携に対する「教育基本法」の保障

1947年、日本国憲法に則って政府は「教育基本法」を制定した。その第2条（教育の目標）と第7条（社会教育）を見ると、教育が、学校のみで行われるのではなく、地域や社会の共同の枠組みの下で存在していることが分かる。2006年の改正で新設された第13条（学校、家庭及び地域住民等の相互の連携協力）は「学校、家庭及び地域住民その他の関係者は、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚するとともに、相互の連携及び協力を努めるものとする」ことを規定し、学校、家庭、地域住民などの構成員が、教育におけるそれぞれの役割と責任を自覚し、相互に連携・協力を努めるべきことを示した。地域で学校と家庭や住民の連携関係が更に明確になっており、教育は学校教育、社会教育、家庭教育の三位一体の体系に位置づけられた⁵。

2-2. 地域と学校の連携に対する「社会教育法」の意義

1949年、社会教育法が公布された。その第2条（社会教育の定義）は、社会教育を「学校の教育課程として行われる教育活動を除き、主として青少年及び成人に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む。）」と定義している。この定義は学校教育を除いた全ての教育活動の範囲を含んでいる。対象は、青少年や成人である。成人が社会教育の参加者となることが、法律によって振興され、教育体系における社

会教育の地位が確立された。

2001年に、社会教育法の一部改正が行われた。改正された社会教育法の第3条は、学校・家庭教育とのかわりにおける国及び地方公共団体の任務を指摘している。具体的な内容は、社会教育が学校教育及び家庭教育との密接な関連性を有することにかんがみ、学校教育との連携の確保に努め、及び家庭教育の向上に資することとなるよう必要な配慮をすることともに、学校、家庭及び地域住民その他の関係者相互間の連携及び協力の促進に資することとなるよう努めることを規定した。この改正により、家庭教育の促進、学校教育、社会教育、家庭教育の連携が一層強調された。第5条（市町村の教育委員会の事務）では、「学校の授業の終了後又は休業日において学校、社会教育施設その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動の機会を提供する事業の実施並びにその奨励」が謳われ、社会教育施設と条件整備を行うことが示された。

2-3. 地域と学校の連携に対する他の法律法規の保障

経済格差の拡大に伴い、児童の貧困問題がますます明らかとなっている。2016年厚生労働省が発表した国民生活基礎調査の結果によると、18歳未満の子供のうち7人に1人が貧困層にいる。一人親家庭の児童の貧困現象が特に際立っている。OECDの調査によると、一人親家庭の児童の貧困率が50.8%に至り、OECD加盟34カ国中最下位に位置づけられている。家庭や両親の原因からもたらされる教育機会の是正が日本社会の課題の一つになっている。多くの研究を通して、貧困家庭の子女は学習習慣、自己肯定感、人間関係の構築の上で問題を抱えていることが示されている⁶。2014年内閣府は子どもの貧困対策法を公布し、「貧困の世代間連鎖の解消」を目標として、国家と自治体が貧困児童に対して支援することが規定された。具体的な措置として奨学金の増加、無償の放課後補習が掲げられ、子供たちに居場所を提供し、保護者の健康状況の確保などの生活支援を行う施策が生まれた。この法律は国家と地方の支援を通して、経済格差の激化による児童文化や教育の格差拡大を是正することを意図している。

3. 地域と学校の連携の推進に関する中央政府の具体的施策

3-1. 学社連携と学社融合の推進

1996年4月、生涯学習審議会答申「地域における生涯学習機会の充実方策について」において、「学社融合」の概念が提唱された。それは、「学校教育と社会教育がそれぞれの役割分担を前提とした上で、そこから一歩進んで、学習の場や活動など両者の要素を部分的に重ね合わせながら、一体となって子どもたちの教育に取り組んでいこうとする考え方であり、従来の『学社連携』の最も進んだ形態」と捉えている⁷。学校が教育活動の一環として社会教育施設を利用するという体制から、学校・社会教育施設が共同に指導を行うという方向へと転換し、施設の持つ人的・物的機能を活用し、活動計画の作成から具体的な

指導に至るまで、各方面関係者の密接な協力関係を築くことが図られた。学校教育、社会教育のあらゆる場面において、このような取組の可能性を検討し、新たな連携・融合のあり方を示す必要があったのである。

3-2. 放課後子どもプラン

2006年5月、内閣府特命担当大臣（少子化対策担当）の提言によると、文部科学省の「放課後子ども教室推進事業」（「放課後地域子ども教室」と呼ばれる）と厚生労働省の「放課後児童健全育成事業」（「放課後児童クラブ」と呼ばれる）が連携しながら事業を展開することが謳われ、その事業の総称として「放課後子どもプラン」という呼称が用いられた。2007年3月、文部科学省と厚生労働省は共同で「放課後子どもプランの推進に当たった関係部局・学校の連携等について」という通告を公布し、放課後あるいは祝祭日の時に、子供たちに安全な、健康な成長を促進する環境を提供しようとした。同月、「放課後子どもプラン推進事業の国庫補助について」が公布され、事業の実施に当たって国庫補助がつき、2007年4月に「放課後子どもプラン」が正式的に実行されている。このプランには二つの方面が存在する。第一に、文部科学省は「放課後子ども教室推進事業」を推し進めること、第二に厚生労働省は「放課後児童健全育成事業」（放課後子どもクラブ、児童生徒の保育などの内容が包括される。）を推し進めることである。こうした二つの事業のうち、「放課後子ども教室」は主に義務教育年齢層の児童に対して、学校から空き教室を提供し、児童生徒の学習、スポーツ、文化活動などの活動を支援をしている。「放課後児童健全育成事業」は主に10歳未満、仕事の原因で親が見守る時間がない子供に対して、児童に十分な遊び場と居場所を提供するという目的を持っている⁸。

3-3. コミュニティ・スクール

2004年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律」は、「学校運営協議会」を設置することを謳った。地域が公立学校に参画する運営方式を構築し、保護者や地域住民が学校の運営を参画することを通して、教育方針や教育活動が改善され、特色のある学校をつくることが目指された。同時に、学校運営の方式の一つとして、保護者や地域の住民に一定の権限や責任が付与され、自主的に学校運営に参画する新たな公立学校（コミュニティ・スクール）制度が構築され、学校の裁量を拡大する組織制度が確立された。コミュニティ・スクールで保護者や地域の住民が委員になる合議制の学校運営協議会が設置され、同協議会を通して、保護者や地方のニーズに応じた学校の基本方針が決められることとなった。学校運営協議会の運営の状況に関しては、教育委員会が評価を行い、学校の多様化や個性化の発展を推進している。2015年、中央教育審議会答申「新しい時代の教育と地方創生の実現に向けた学校と地域の連携・協働の在り方と今後の推進方策について」によると、全ての公立学校の必要義務として、学校運営協議会を設置することが示

されている。

2016年1月25日、文部科学省の「次世代の学校・地域創生プラン～学校と地域の一体改革による地域創生～」⁹によると、地域の人々と目標やビジョンを共有し、地域と一体となって子供たちを育む「地域とともにある学校」への転換を図るために、全ての公立学校がコミュニティ・スクールとなることを目指して取組を加速させることが示され、そのための地域学校協働活動推進員の設置が謳われた。

2016年2月、学習指導要領の改正に際して、中央教育審議会答申は、地域の人的・物的資源を活用し、放課後や土曜日等を活用した社会教育との連携を図りながら、学校教育と社会が連携していくことを示した。より重要なのは、「社会に開かれた教育課程」という理念のもとで、家庭や地域の人々とともに子供を育てていくという視点に立ち、地域全体で子供たちの成長を支え、地域を創生する活動（地域学校協働活動）を進めながら、学校内外を通じた子供の生活の充実・活性化を図ることである。2017年「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」の改正によって、学校運営協議会で学校運営の関連事項を共同で議論することが規定された。2017年4月までに、全国で約3,600のコミュニティ・スクールがある¹⁰。

4. 牛久市放課後対策事業の実施状況調査と現状

この間の法制度・関連政策の充実により、地域と学校との関係は変わっていった。本節からは、地域と学校の連携を図りながら展開されている牛久市市放課後対策事業に着目をし、事業の展開過程の整理と現地調査を通して、事業実施における諸課題を考察し、放課後対策事業モデルへの示唆を得たい。なお、本稿が焦点を当てる牛久市カップ塾事業は、2016年に、文部科学大臣賞を受賞している。

4-1. 茨城県牛久市の概要

牛久市は、茨城県南部に位置し、東京都心から約50キロ程度の距離にあり、面積は58.92km²である。JR常磐線や国道6号などとアクセスする地理的優位性から、首都圏ニュータウンとして発展してきた。常磐線沿線都市の中に唯一の人口が増加している自治体として、統計データによると、牛久市では1970年以降、人口が増加し続けており、2016年9月1日まで、85,027人に達する¹¹。市内では、中学校が5校（第一中学校、第二中学校、第三中学校、下根中学校、牛久南中学校）、小学校が8校（牛久小学校、岡田小学校、奥野小学校、牛久第二小学校、中根小学校、向台小学校、神谷小学校、ひたち野うしく小学校）がある。2017年5月1日までに、牛久市の在籍学生数は小学生4,832名、中学生2,116名である¹²。

4-2. 牛久市放課後対策事業の概要

牛久市の「児童クラブ」は、児童保育の重要な取組として位置づけられている。2006年（平成18年）に、「児童クラブ」は福祉部門から牛久市教育委員会に業務を移管して、2010年（平成22年）に、専門の担当課である「児童クラブ課」を新設した。2015年（平成27年）5月1日まで、全市児童2,719名の中に1,110名が当該事業を受けており、その数は全市児童数の23%を占めている¹³。「児童クラブ」は利用者数が年々増加傾向にあるが、両親が共に就労されているという入級要件の存在によって、一部の要件を満たさない家庭からの児童が入級できない現状である。子どもの安全・安心な放課後のために、放課後学習・体験活動の枠組を構築することは基本である。この対策事業を推進する為に、2014年に、茨城県から社会教育主事が派遣され、児童クラブ課の企画担当に就任した。同年、牛久市教育委員会所管の「牛久市放課後カップ塾」（以下、放課後カップ塾）と「牛久市土曜日カップ塾」（以下、土曜カップ塾）が展開された。今は、「放課後対策課」が設立され、独立の担当課として放課後対策事業の全体計画、コーディネートなどの事務が執られている。

4-3. 牛久市放課後対策事業の推進状況

牛久市放課後対策事業は教育委員会放課後対策課によって運営されている。2016年に、放課後カップ塾の延参加者数は14,882人に達した、2017年、新登録者の数が547人で、全市児童数の13%を占めている。学習指導者数では、2015年に30人、2016年に56人、2017年に60人まで増加した。一方、土曜カップ塾では、2016年に参加者数が5,146人である。2017年に、新登録者児童数は1,147人で、全市児童数の24%を占めている。

表1は、牛久市教育委員会放課後対策課による放課後対策事業の具体的な状況を示すものである。以下では、牛久市の放課後対策事業の4つの特徴を挙げたい。

第一に、実施目的として、地域内の全ての子どもの成長・学習を出発点とし、地域と連携し、多様な体験活動を展開することを通して、子どもの学力向上を実現させることが挙げられている点である。経済的に厳しい家庭からの児童に注目し、地域内全ての子どもの学習と放課後活動の機会を確保することが目的とされている。

第二に、人員配置について、地域人材と学校との連携を推進していることが挙げられる。元教員、教員資格を有する者、大学生、定年退職者など地域の人材を放課後の時間帯に活用することを通して、子どもの学力向上を支援し、放課後の学校教職員の負担を軽減すると同時に、地域住民一人一人の持つ教育機能を発揮させることによって、住民の生涯学習を促進し、自己肯定感を高めていることである。

第三に、活動を企画する際に学校だけではなく地域の教育委員会や住民、保護者など、多方面の意見を聞きながら、子どもの学習ニーズの満足と、活動多様性の確保の上で、地元伝統文化の伝承に大きな役割を果たし、地域の子どもの「徳育」・「知育」・「体育」・「美育」の発達を促している点である。

第四に、これらの放課後対策事業は、子どもの為に安全な活動環境を作ることに留まらず、子どもに多種多様な年齢層の人たちと出会う機会を作り出すために、学年を超えて活動を展開したり、社会人の支援を受け、多角的な教育活動を企画している点である。

表 1：牛久市における地域と学校連携の推進状況

事業名	うしく放課後カップ塾	うしく土曜カップ塾
目的	児童生徒の学習支援：基礎学力の向上と学習習慣の形成； 経済状況による制限を受けず、全ての子どもに学習の機会を与える。	地域内連携を通して、多種多様な体験活動を展開する； 児童生徒の学力向上、地域社会とのつながりを築く； 地域内全ての子どもの成長発達を支援する。
対象学年	全市小学生（4～6年生）、中学生（1～3年生）の中に、参加を希望する者	全市小学生（1～6年生）の中に、参加を希望する者
定員数	1教室につき40人、申請参加者の多い学校では、教室と実施日を増加することができる	活動の内容と実施場所によって定員数を決める。申請者の多い場合抽選制を採用する、抽選結果は教員委員会に報告する
時間	平日放課後（週2回）16:00～17:30；一部の学校は18:00或いは19:00まで（各学校の課程時間と学習指導員の都合によって柔軟に決定する）	土曜日午前（月1～4回）9:30～12:00 活動内容によって調整する（料理教室9:30～13:00、昼食の時間を含める） 各学校・地域の行事を参考する・祝日を除く
場所	学校内図書室、空き教室、特別教室など	各学校の状況によって、学校と相談した後決める（教室、図工室、学習室、音楽室、体育館、料理室、実験室など）
下校方法	小学校児童・牛久第二中学校生徒： 引き取り下校； 他の中学校生徒：自行下校	保護者が責任を持って自由に決める

実施内容	宿題の完成と自習、子どもの学習習慣の形成を支援する、基礎学力向上のための学習支援	各学区では、地域・学校コーディネーター、教育委員会、学校(校長、副校長)、地域(行政区長、地域協議会など)、保護者(PTA代表など)などの関係者による協議できめる。 科学実験、英語活動、英語テスト勉強、造形、日本語、料理教室、漢字テスト、音楽体験、合唱、踊り教室、絵画、楽器、囲碁、トランプなど
放課後事業の実施者	1校(1教室)につき、1名以上の放課後学習指導員(元教員、教員免許所有者、大学生など)を配置	土曜日教育推進員(指導員)、補助指導員、土曜日教育サポーター、ボランティア
児童生徒の参加費	無料	無料
保険	活動時の怪我・事故への補償として、参加児童・生徒に市で傷害保険に加入する	活動時の怪我・事故への補償として、サポーター及び参加者に市で傷害保険に加入する
国家による補助金	8,371,000円(2017年)	8,179,000円(2017年)

注：牛久市教育委員会放課後対策課配布資料(2017年12月14日)を参考にして筆者作成。

4-4. 牛久市放課後対策事業の具体的な実施状況

今回では、牛久市での放課後対策事業についてフィールドワークに参加し¹⁴、神谷小学校、向台小学校の土曜カップ塾(表2を参照)と、ひたち野うしく小学校、下根中学校の放課後カップ塾(表3を参照)を見学した。牛久市放課後対策事業は、牛久市全小・中学校をカバーし、公益性・公平性・連動性・多様性を示していると考えられる。その一方で、実施現場には、現段階でいくつかの課題が見られる。

第一に、各学校の副校長(教頭・教務主任)は、牛久市の放課後対策課につながり、事業実施の担当者として働いている。政策を実践するなかで、担当者である副校長は、事業に対して深い理解を有している一方で、動的な実施現場において、教員の具体的な仕事の把握が不足していることが指摘される。政策と実践の断層によって、教育現場の教員による放課後事業への関心も不足している。例えば、下根中学校の教員を対象とする調査から、当該学校の教員は、放課後対策の実施におおよその印象を持っているが、放課後学校指導員との生徒状況に関する意見交換・相互協力がわずかである。これは下根中学校の生

徒参加率が低い原因の1つと考えられる。

第二に、活動場所について、牛久市放課後カップ塾と土曜カップ塾は、牛久市内各小・中学校の校舎を拠点とし、体育館、音楽室、図書室など放課後の時間帯に余っている場所を活用している。しかし、学校を拠点とするのは、子どもの活動範囲が制限されるため、解決法として、公民館、児童館、博物館、美術館、政府機関、地元企業など地域内の施設資源を利用することが挙げられるだろう。多様な活動場所を提供することは、学校と地域の連携へと繋がると考えられる。

第三に、住民の資質から見ると、牛久市放課後カップ塾の学習指導員では、元教員、教員資格を有する者、大学生を主体とし、元教員が学習指導員全体の約6割を占めている。指導者としてカップ塾に参加する住民の年齢は60～70歳に集中している。参加者の住民に対して一定の資質を求めることは教育の質を確保するために重要であるが、知識のアップデートが課題になる。これに対して、土曜カップ塾は、一層、地域住民の参加を促進する必要があると考えられる。例として、週末にPTAの会を開催したり、対話型活動を活用し、親と子どもとの交流を促すなどである。親による不定期の活動への参加は、子どもの安全を確保するだけでなく、家庭教育の内容の豊かさに繋がると考えられる。

第四に、児童生徒の参加状況を見ると、牛久市放課後カップ塾の参加率は、中学校段階の参加率が小学校段階より低いことがわかった。原因は2つあると考えられる。1つは中学校生徒の多くが参加している部活動の時間割とカップ塾が重なっていること、もう1つは中学校生徒の学習塾に参加する人数が増加していることである。例えば、調査を行った当日、下根中学校では、放課後カップ塾に参加した生徒が3名しかおらず、一方、学習指導員では、事前に決めた定員数(4名)になっていた。これによって、ある程度の人的余裕が生じていた。事業を推進するには、学校現場の教員、指導員、保護者、児童生徒のフィードバックを参考にしながら、調整をする工夫が求められる。

表2：うしく土曜カップ塾実施状況

実施学校	神谷小学校	向台小学校
実施場所	学校体育館	学校音楽教室
実施時間	土曜日 9:30～12:00	土曜日 9:30～12:00
活動テーマ	理科実験	英語
学年	1～6年生、主に1～3年生	主に1～3年生
参加児童生徒数	64人	14人
土曜カップ塾推進員	土曜日教育推進員1名(元高校理科先生)・土曜日教育支援員2	土曜日教育推進員1名(PTA 成員、TESOL 英語教育資格持ち)・

	名・ボランティア 8 名	土曜日教育支援員 3 名
--	--------------	--------------

注：調査結果により筆者作成 実施日：2017 年 12 月 2 日

表 3：うしく放課後カップ塾実施状況

実施学校	ひたち野うしく小学校	下根中学校
実施場所	学校図書室	学校図書室
実施時間	火曜日、金曜日 16:00～17:30	火曜日、金曜日 16:00～17:30
活動内容	宿題と学習指導	宿題と学習指導
学年	小学校 4～6 年生	中学校 1～3 年生
参加者数	29 人	3 人
放課後学習指導員	元教員 3 名、教員資格者 1 名	定年退職者 3 名、大学生 1 名

注：調査結果により筆者作成 実施日：2017 年 12 月 15 日

5. 日本における放課後対策事業の評価と展望

本稿ではこれまで、日本における放課後対策の検討を通じて地域と学校の連携を分析し、日本政府が、学校教育、社会教育、家庭教育の三位一体の教育モデルを推進し、地域の教育力の向上を図っていること、そして、子どもたちの放課後の安心・安全、良好な学習と活動の環境を創造していることを明らかにした。具体的な実施過程では、国と地方自治体、住民一人ひとりの教育力の向上の推進に力を入れており、特徴は以下の 3 点に現れていると思われる。

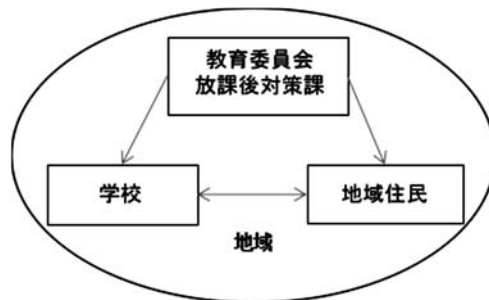
5-1. 国レベルの法律、政策と資金的保障

国による地域と学校の連携への支援は、学校、社会、家庭の教育力の向上に関連する法律、政策を策定し、地方公共団体に法的根拠を提供している。こうした法的保障は、地域と学校の連携の枠組や基準を提供することにつながる。それ以外にも、国家レベルでのマクロな管理は、政府各部門間の有効な協力を促進している。地域と学校の連携は、学校教育または文部省の単独な事業ではなく、学校教育、社会教育、家庭教育三位一体の教育モデルになっている。同時に、国は地方における対策事業への財政的支援を行っている。放課後カップ塾と土曜カップ塾の事例から見ると、国家は 2/3、地方政府は 1/3 をそれぞれ負担しており、対策事業の実施において基礎的費用を保障していると考えられる。

5-2. 地方レベルにおける教育委員会の推進

地方自治体は、日本政府が提出した対策に基づいて当該地域の実際の状況に合わせた方案を出し、実施している。したがって、放課後対策事業実施の規模と効果は地域によって異なる。どのように当該地域の住民を事業の実施過程に参加させ、民間とどのような連携・協力するか、どのように子どもの成長を促す、具体的な計画をつくるかは事業発展に影響する重要な要素となる。牛久市放課後対策事業の実施は、教育委員会の放課後対策課が担当し、条件にあった地域住民を募集・雇用契約の締結、地域教育協力員の配置という役割を担っている。したがって学校と地域住民の連携において、市町村教育委員会は中間架け橋的（コーディネーター）役割を果たしていると考えられる（図1を参照）。

図1：牛久市教育委員会にみる学校と地域住民の連携



注：筆者作成

5-3. 個人レベルでの各主体の役割の最大化

放課後対策事業の実施において地域住民の参加と協力は不可欠である。牛久市放課後対策事業の実施過程から見ると、地域住民の推進員、指導員、ボランティアとして協力することは、放課後対策事業の取り組みにとって不可欠である。子どもたちは学校教育外の時間と空間（場所）で、地域住民の協力に頼り、学習能力を向上し、良好な学習習慣を身につけ、世代間の交流の中でさらなる社会知識を身につけることができると考える。

今後は、地域の協力者の特技を生かし、異なる年齢、性別、専門の人々の参加を募りながら、個々の能力を最大化に発揮させていくことと、長期的に活動に参加してもらえらる仕組みの構築が課題であると思われる。

[謝辞] 今回、牛久市の調査においてたくさんのアドバイスとご指導をいただきました筑波大学名誉教授手打明敏先生に心から感謝いたします。また、調査に協力してくださいました牛久市放課後対策課の高森志保主事に感謝の気持ちを捧げたいです。牛久市各小中学校及び放課後対策事業の関係者は応援していただき、誠にありがとうございました。紅桂

蘭、杨格、杨嘉琪の翻訳にも、心から感謝します。

¹阿比留久美「『学校と地域の連携』をすすめるデザイン--東京都中野区と目黒区の地域/放課後子ども教室の事例に着目して」『学校、家庭、地域の連携と社会教育』日本社会教育学会、2011、p122

²全国十二所重点师范大学联合编『教育学基础』教育科学出版社、2002、pp. 29-30

³「教育改革の基本的方向」

<http://www.nier.go.jp/zenkyou/zenkyou/02taikai/taikail.html> 最終閲覧 2018. 4. 20

⁴2008 年度文部科学省委託事業総合的な放課後対策推進のための調査研究事業報告書「豊かな放課後と放課後教室のあり方」 http://manabi-mirai.mext.go.jp/assets/files/shared/pdf_old/2-1-12-01.pdf 最終閲覧 2018. 4. 20

⁵樊秀丽「日本における家庭支援事業の確保について(日本家庭教育支援事業的保障)」『比較教育研究(比较教育研究)』6、2014、pp. 69-71

⁶厚生労働省「平成 28 年国民生活基礎調査の概況」

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/k-tyosa/k-tyosa16/index.html> 最終閲覧 2018. 4. 15

⁷文部科学省「地域における生涯学習機会の充実方策について」(生涯学習審議会(答申))

http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/old_chukyo/old_gakushu_index/toushin/1315169.htm 最終閲覧 2018. 4. 15

⁸姚舜「日本における地域教育の新しいルート: 放課後児童計画(日本区域教育の新途径: 放学后儿童计划)」『比较教育研究』37(8)、2015、pp. 14-19

⁹文部科学省「次世代の学校・地域」創生プラン~学校と地域の一体改革による地域創生~平成 28 年 1 月 25 日」

http://www.mext.go.jp/b_menu/houdou/28/01/_icsFiles/afieldfile/2016/02/01/1366426_01.pdf 最終閲覧 2018. 1. 15

¹⁰文部科学省「コミュニティ・スクール(学校運営協議会制度)」

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/community/shitei/detail/1386362.htm 最終閲覧 2018. 4. 15

¹¹「平成 28 年度茨城県市町村教育委員会教育委員研修会事例発表--牛久市牛久市保幼小連携推進事業について」

http://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1492569436_doc_84_0.pdf 最終閲覧 2017. 12. 23

¹²「平成 29 年度児童・生徒数一覧表」

http://www.city.ushiku.lg.jp/data/doc/1495445641_doc_82_0.pdf 最終閲覧 2017. 2. 07

¹³ 数据来源为牛久市教育委员会放课后对策课提供

¹⁴2017 年度 筑波大学大学院修士課程教育研究科授業「地域教育支援論」